

# 外務省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画

---

平成 29 年 4 月

外 務 省

## 目 次

第一	基本的な考え方.....	1
第二	措置の内容.....	4
第三	進捗状況と対応方針.....	6
第四	実施状況の点検.....	8
第五	その他の措置.....	8

## **第一 基本的な考え方**

平成 28 年 5 月のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）の改正により、高濃度「ポリ塩化ビフェニル」（以下「PCB」という。）廃棄物の保管事業者に対し、処分期間内に高濃度 PCB 廃棄物を自ら処分又は処分委託することが義務付けられると共に、高濃度 PCB 使用製品の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄（PCB 使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等が義務付けられた。

同改正法に基づき、平成 28 年 7 月に閣議決定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」において、各省庁は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度 PCB 廃棄物及び所有している同使用製品について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定するとともに、当該実行計画の実施状況について、毎年度公表することとされた。

本計画は、基本計画の記述に基づき、外務省が保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物及び同使用製品の処分委託・廃棄及びその他の措置を早期に実行するために必要な事項を定めるものである。

なお、本計画の対象期間は、平成 29 年度 4 月から平成 35 年度末（中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」と言う。）の北海道事業における安定器及び汚染物等の計画的処理完了期限。）までとする。

【表1】 JEC SO の拠点的広域処理施設ごとの計画的処理完了期限等（基本計画より抜粋、一部加筆。）

事業名（実施場所）	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間*
北九州 （福岡県北九州市若松区響町1丁目）	大型変圧器・コンデンサー等	A地域	C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサーの一部	1.5トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成31年3月31日	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	A地域、B地域及びC地域（大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。）		10.4トン／日（安定器及び汚染物等の量）	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成36年3月31日まで
大阪（大阪府大阪市此花区北港白津2丁目）	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部	2.0トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	B地域（小型電気機器の一部に限る。）			平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
豊田（愛知県豊田市細谷町3丁目）	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	1.6トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	C地域（小型電気機器の一部に限る。）			平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで

東京（東京都江東区青海3丁目地先）	大型変圧器・コンデンサー等	D地域	C地域の車載変圧器の一部、E地域の大型変圧器の一部	2.0トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域（小型電気機器の一部に限る。）	北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する廃粉末活性炭		平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
北海道（北海道室蘭市仲町）	大型変圧器・コンデンサー等	E地域		1.8トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域及びE地域（東京PCB処理事業所における処理対象物を除く。）			平成36年3月31日	平成36年4月1日から平成38年3月31日まで

（注）事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

※事業終了準備期間：基本計画に記載する発生量に含まれない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられた。

## 第二 措置の内容

基本計画第5章において、各省庁が実行計画で定めるべきものとされている事項を踏まえ、以下の取組を進めるものとする。

### 1. 外務省が管理する施設等の高濃度 PCB 廃棄物及び同使用製品の保管・所有の実態調査及び早期処理の実施

#### (1) 既届出分の早期処理の推進に向けた進捗管理

外務省が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況等の届出又は電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく管理状況の届出がされている高濃度 PCB 廃棄物又は同使用製品の保管・所有量を網羅的に把握する。

また、外務省が管理する施設等が保管する高濃度 PCB 廃棄物及び所有する同使用製品について、特別措置法で定める処分期間内に早期の処理を完了するように、高濃度 PCB 使用製品の廃棄、JESCO への登録・処分委託等を確実にを行うとともに、これらの取組をできる限り加速する。また、処分期間は JESCO が整備する全国5箇所の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに異なるため、事業対象地域ごとの保管・所有量を把握し、それぞれの処分期間に応じて明確な進捗管理を行う。特に、北九州事業エリアは、平成29年度末までに高濃度 PCB を含有する変圧器、コンデンサー等を処分委託する必要があるため、早急な対応を行う。

なお、平成29年3月末時点において、外務省が管理する施設等で保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物及び同使用製品の保管・所有量について、表2のとおり示す。

#### (2) 掘り起こし調査

さらに、期限内の確実な処理を達成するためには、管理する施設等が保管する高濃度 PCB 廃棄物及び所有する同使用製品の掘り起こし調査を改めて実施することが必要である。

まずは、処理期間の末日が直近に迫っている PCB を含有する変圧器、コンデンサー等について、自家用電気工作物設置者に義務付けられている年次点検等において当該事業用電気工作物の保安監督に携わっている電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に依頼し、徹底した調査を実施する。

また、安定器等の掘り起こしについても調査を推進する。

上記の取組状況の進捗を定期的に点検し、処分期間内に率先して処分委

託を完了するために必要な措置を講ずる。

## 2. 補助金の交付等を行っている施設等<sup>※1</sup>の高濃度 PCB 廃棄物及び同使用製品の保管・所有の実態調査及び早期の処分委託・廃棄に係る要請

外務省が所管する独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際協力機構が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況等の届出又は電気事業法に基づく管理状況の届出がされている PCB 廃棄物又は同使用製品の保管・所有量を網羅的に把握する。

また、両法人が管理する施設等が保管する高濃度 PCB 廃棄物及び所有する同使用製品について、徹底した掘り起こし調査を行うよう要請する。

さらに両法人が管理する施設等が保管する高濃度 PCB の処分及び所有する同使用製品の廃棄に向けたスケジュールを把握し、処分期間内にできるだけ早期の処理を完了するように、高濃度 PCB 使用製品の廃棄、JESCO への登録・処分委託等を要請する。

加えて早期処理に向けた取組状況について、毎年度フォローアップ調査を行い、その進捗状況に応じて、さらに必要な要請を行う。

※<sup>1</sup> 基本計画に定めのある「補助金の交付等を行っている施設（地方公共団体の管理する施設等を除く。）等」とは、各省庁が所管する独立行政法人及び特殊法人であって、運営費交付金を交付している独立行政法人又は施設等の建設・維持・管理に対し、国の補助金等が充てられている独立行政法人及び特殊法人が管理する施設等に限るものとする。

### 第三 進捗状況と対応方針

#### 1. 外務省が管理する施設等が保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物及び同使用製品の処分期間内の早期処理に向けた進捗状況

##### (1) 外務省が管理する施設等の高濃度 PCB 廃棄物保管量、同使用製品所有量等（平成 29 年 3 月末時点）

【表 2】 外務省が管理する施設等における保管量・所有量等（総括表）

（平成 29 年 3 月末時点）

<高濃度 PCB 廃棄物>

種 別	単位	保管量	JESCO への登録済量	処分予定 <sup>※2</sup>
大型変圧器等	台	—	—	—
大型コンデンサー等	台	—	—	—
安定器	個	3,584	3,584	平成 29 年度 694 以降未定
小型変圧器・コンデンサー	台	—	—	—
その他汚染物等	トン	—	—	—

※<sup>2</sup> JESCO 調整事項であり変更がありうるもの。以下同じ

<高濃度 PCB 使用製品>

存在せず

##### (2) JESCOの拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度PCBを含有する変圧器・コンデンサーの保管量、所有量等

【表 3】 東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等（平成29年2月末時点）

<高濃度 PCB 廃棄物>

種 別	単位	保管量	JESCO への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	—	—	—
大型コンデンサー等	台	—	—	—
小型変圧器・コンデンサー	台	—	—	—



<高濃度 PCB 使用製品>

存在せず

(3) JESCO の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度 PCB を含有する安定器及び汚染物等の保管量、所有量等

【表 4】北海道・東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等  
(平成 29 年 2 月末時点)

<高濃度 PCB 廃棄物>

種 別	単位	保管量	JESCO への登録済量	処分予定
安定器	個	3,584	3,584	平成 29 年度 694 以降未定
その他汚染物等	トン	—	—	—

<高濃度 PC 使用製品>

存在せず

2. 外務省が管理する施設等が保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物及び同使用製品の処分期間内の早期処理に向けた対応方針

外務省が管理する施設等において保管している高濃度 PCB 廃棄物については、速やかに JESCO への登録を実施し、処分までの見通しを立てることとする。

3. 独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際協力機構が管理する施設等が保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物及び同使用製品の処分期間内の早期処理に向けた進捗状況等

両法人が管理する施設等における高濃度 PCB 廃棄物及び同使用製品は存在しない。

#### **第四 実施状況の点検**

実行計画の進捗状況については、「PCB 廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議」等を活用し、少なくとも1年ごとに、必要に応じて更に短い期間で点検を行う。点検は、JESCOの拠点的広域処理施設の事業対象地域ごと、高濃度PCB廃棄物及び同使用製品の種別ごとに、処分及び廃棄の予定量を踏まえ、定量的に行う。

また、取組の透明性を確保するとともに、率先的取組の波及を促す観点から、点検の結果は毎年度公表する。

#### **第五 その他の措置**

外務省が保管する低濃度PCB廃棄物については、処分期間の末日である平成39年3月31日までに自ら処分又は処分委託を確実に終え、所有する低濃度PCB使用製品については、同期限までに率先して確実な廃棄・処分委託又はPCBの除去に努めるものとする。

ただし、高濃度PCB廃棄物の処分及び同使用製品の廃棄を確実かつ早期に完了することが最優先であり、低濃度PCB廃棄物及び同使用製品は、高濃度PCB廃棄物及び同使用製品とは状況・事情が異なるため、今後、それらの使用実態等の把握を十分に行うとともに、低濃度PCB廃棄物及び同使用製品の処理に関する取組、進捗管理等を具体化する。